

連結情報

中間連結財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2018年度中間期及び2019年度中間期の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けています。

以下の中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の中間連結財務諸表に基づいて作成しています。

●中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2018年度中間期 (2018年9月30日現在)	2019年度中間期 (2019年9月30日現在)
資産の部		
現金預け金	728,104	868,182
コールローン及び買入手形	—	8,633
買入金銭債権	10,189	9,893
商品有価証券	396	1,540
金銭の信託	6,029	8,154
有価証券	1,656,839	1,760,335
貸出金	5,501,875	5,499,702
外国為替	6,302	8,407
リース債権及びリース投資資産	53,154	57,837
その他資産	45,459	45,598
有形固定資産	68,915	68,812
無形固定資産	10,703	10,106
退職給付に係る資産	2,223	1,673
繰延税金資産	1,451	1,385
支払承諾見返	11,163	10,286
貸倒引当金	△39,364	△45,109
資産の部合計	8,063,446	8,315,438
負債の部		
預金	6,652,996	6,803,612
譲渡性預金	281,111	290,081
コールマネー及び売渡手形	594	—
売現先勘定	13,537	17,292
債券貸借取引受入担保金	61,213	65,815
借入金	358,795	426,563
外国為替	322	364
社債	30,000	40,000
新株予約権付社債	22,714	21,584
信託勘定借	783	4,157
その他負債	51,378	49,664
役員賞与引当金	25	27
退職給付に係る負債	1,493	4,357
役員退職慰労引当金	415	343
睡眠預金払戻損失引当金	960	792
ポイント引当金	133	134
偶発損失引当金	920	964
特別法上の引当金	0	0
繰延税金負債	21,790	20,634
再評価に係る繰延税金負債	7,921	7,917
支払承諾	11,163	10,286
負債の部合計	7,518,273	7,764,593
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,140	29,255
利益剰余金	373,532	382,628
自己株式	△13,775	△15,009
株主資本合計	437,549	445,526
その他有価証券評価差額金	88,016	89,444
繰延ヘッジ損益	△56	△229
土地再評価差額金	13,939	13,929
為替換算調整勘定	68	△41
退職給付に係る調整累計額	△1,061	△3,789
その他の包括利益累計額合計	100,906	99,313
新株予約権	510	303
非支配株主持分	6,206	5,702
純資産の部合計	545,173	550,845
負債及び純資産の部合計	8,063,446	8,315,438

●中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度中間期 (2018年4月 1日から 2018年9月30日まで)	2019年度中間期 (2019年4月 1日から 2019年9月30日まで)
経常収益	80,188	73,551
資金運用収益	43,255	39,158
(うち貸出金利息)	(28,629)	(28,764)
(うち有価証券利息配当金)	(14,109)	(9,894)
信託報酬	7	24
役務取引等収益	11,299	10,691
その他業務収益	14,084	17,360
その他経常収益	11,539	6,316
経常費用	54,805	54,675
資金調達費用	3,763	3,355
(うち預金利息)	(863)	(723)
役務取引等費用	3,896	4,078
その他業務費用	14,661	13,928
営業経費	30,134	28,977
その他経常費用	2,349	4,334
経常利益	25,382	18,875
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
特別損失	318	101
固定資産処分損	196	91
減損損失	121	9
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0
税金等調整前中間純利益	25,063	18,774
法人税、住民税及び事業税	7,503	5,338
法人税等調整額	30	△49
法人税等合計	7,533	5,288
中間純利益	17,530	13,485
非支配株主に帰属する中間純利益	128	79
親会社株主に帰属する中間純利益	17,401	13,406

●中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度中間期 (2018年4月 1日から 2018年9月30日まで)	2019年度中間期 (2019年4月 1日から 2019年9月30日まで)
中間純利益	17,530	13,485
その他の包括利益	△5,143	11,292
その他有価証券評価差額金	△6,930	11,342
繰延ヘッジ損益	66	△50
為替換算調整勘定	△97	△128
退職給付に係る調整額	1,601	56
持分法適用会社に対する持分相当額	215	71
中間包括利益	12,386	24,778
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	12,293	24,601
非支配株主に係る中間包括利益	93	176

●中間連結株主資本等変動計算書

2018年度中間期（2018年4月1日から2018年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	48,652	29,140	363,708	△17,538	423,963	94,695	△122
当中間期変動額							
剰余金の配当			△3,038		△3,038		
親会社株主に帰属する 中間純利益			17,401		17,401		
自己株式の取得				△900	△900		
自己株式の処分			△13	84	71		
自己株式の消却			△4,577	4,577			
土地再評価差額金の取崩			51		51		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						△6,679	66
当中間期変動額合計	—	—	9,823	3,762	13,586	△6,679	66
当中間期末残高	48,652	29,140	373,532	△13,775	437,549	88,016	△56

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	13,990	165	△2,663	106,066	460	6,123	536,613
当中間期変動額							
剰余金の配当							△3,038
親会社株主に帰属する 中間純利益							17,401
自己株式の取得							△900
自己株式の処分							71
自己株式の消却							
土地再評価差額金の取崩							51
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△51	△97	1,601	△5,159	50	82	△5,026
当中間期変動額合計	△51	△97	1,601	△5,159	50	82	8,559
当中間期末残高	13,939	68	△1,061	100,906	510	6,206	545,173

2019年度中間期（2019年4月1日から2019年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	48,652	29,255	376,865	△16,977	437,795	78,127	△179
当中間期変動額							
剰余金の配当			△2,987		△2,987		
親会社株主に帰属する 中間純利益			13,406		13,406		
自己株式の取得				△3,000	△3,000		
自己株式の処分			△105	418	312		
自己株式の消却			△4,548	4,548			
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						11,317	△50
当中間期変動額合計	—	—	5,763	1,967	7,731	11,317	△50
当中間期末残高	48,652	29,255	382,628	△15,009	445,526	89,444	△229

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	13,929	86	△3,846	88,118	510	5,534	531,959
当中間期変動額							
剰余金の配当							△2,987
親会社株主に帰属する 中間純利益							13,406
自己株式の取得							△3,000
自己株式の処分							312
自己株式の消却							
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	△128	56	11,195	△207	167	11,155
当中間期変動額合計	—	△128	56	11,195	△207	167	18,886
当中間期末残高	13,929	△41	△3,789	99,313	303	5,702	550,845

●中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	2018年度中間期 (2018年4月 1日から 2018年9月30日まで)	2019年度中間期 (2019年4月 1日から 2019年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	25,063	18,774
減価償却費	3,281	3,521
減損損失	121	9
持分法による投資損益 (△は益)	△55	△86
貸倒引当金の増減 (△)	667	393
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△25	△20
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△1,452	△201
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△802	△491
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△44	△46
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△159	△112
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	9	△0
偶発損失引当金の増減 (△)	△1	25
資金運用収益	△43,255	△39,158
資金調達費用	3,763	3,355
有価証券関係損益 (△)	△8,257	△5,737
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△19	△12
為替差損益 (△は益)	△131	△203
固定資産処分損益 (△は益)	196	91
商品有価証券の純増 (△) 減	△12	△185
貸出金の純増 (△) 減	△28,431	12,480
預金の純増減 (△)	△9,003	4,737
譲渡性預金の純増減 (△)	103,106	106,900
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	15,661	9,220
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	836	△14,661
コールローン等の純増 (△) 減	164	△8,561
コールマネー等の純増減 (△)	14,064	△889
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△81,571	21,311
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△1,721	△1,620
外国為替 (負債) の純増減 (△)	138	△2
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△2,763	△2,535
信託勘定借の純増減 (△)	770	2,172
資金運用による収入	43,567	39,886
資金調達による支出	△3,730	△3,438
その他	13,451	5,122
小計	43,425	150,036
法人税等の支払額	△6,998	△5,349
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,427	144,687
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△227,983	△228,657
有価証券の売却による収入	234,956	73,474
有価証券の償還による収入	109,332	112,332
金銭の信託の増加による支出	—	△2,215
金銭の信託の減少による収入	600	—
有形固定資産の取得による支出	△3,004	△1,945
無形固定資産の取得による支出	△1,406	△1,160
有形固定資産の売却による収入	10	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	112,503	△48,172
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	10,000	10,000
自己株式の取得による支出	△900	△3,000
自己株式の売却による収入	71	312
配当金の支払額	△3,034	△2,984
非支配株主への配当金の支払額	△10	△9
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,126	4,319
現金及び現金同等物に係る換算差額	△89	△131
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	154,968	100,702
現金及び現金同等物の期首残高	570,054	748,064
現金及び現金同等物の中間期末残高	725,022	848,767

● 注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

会社名

群馬中央興業株式会社
ぐんぎん証券株式会社
ぐんぎんコンサルティング株式会社
群馬財務(香港)有限公司(GUNMA FINANCE (HONG KONG) LIMITED)
ぐんぎんリース株式会社
群馬信用保証株式会社

(2) 非連結子会社 5社

会社名

株式会社群銀カード
ぐんぎんシステムサービス株式会社
ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合
ぐんぎんビジネスサポート投資事業有限責任組合
ぐんぎんビジネスサポート2号投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 2社

会社名

株式会社群銀カード
ぐんぎんシステムサービス株式会社

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

会社名

ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合
ぐんぎんビジネスサポート投資事業有限責任組合
ぐんぎんビジネスサポート2号投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社
9月末日 5社

(2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物: 6年~50年
その他: 3年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(DCF法))により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備えるため、将来使用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(15) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

株式	4,176百万円
出資金	422百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	8,350百万円
延滞債権額	59,038百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3ヵ月以上延滞債権額	2,509百万円
------------	----------

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	42,517百万円
-----------	-----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	112,416百万円
-----	------------

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	28,619百万円
--	-----------

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	607,069百万円
計	607,069百万円

担保資産に対応する債務	
預金	44,540百万円
売現先勘定	17,292百万円
債券貸借取引受入担保金	65,815百万円
借入金	423,723百万円
その他負債	346百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券	31,293百万円
その他資産	9,539百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	1,601百万円
-----	----------

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当中間連結会計期間中における取引はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	1,313,167百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	1,260,339百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に基づいて、路線価に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	68,346百万円
---------	-----------

11. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。
劣後特約付社債 40,000百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 53,419百万円
13. 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。
金銭信託 4,157百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
株式等売却益 5,849百万円
2. 営業経費には、次のものを含んでおります。
給料・手当 11,784百万円
減価償却費 3,521百万円
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸倒引当金繰入額 1,957百万円
株式等売却損 1,017百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	453,888	—	8,000	445,888	(注)1
合計	453,888	—	8,000	445,888	
自己株式					
普通株式	27,065	8,000	8,667	26,398	(注)2
合計	27,065	8,000	8,667	26,398	

(注) 1 発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

- 2 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。
自己株式の市場買付による増加 8,000千株
単元未満株式の買取請求による増加 0千株
自己株式の消却による減少 8,000千株
ストック・オプションの権利行使による減少 391千株
譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少 275千株
単元未満株式の買取請求による減少 0千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類			当中間連結 会計期末 高(百万円)	摘要
		当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	303	
合計		—	—	—	303	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,987	7.0	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	2,516	利益剰余金	6.0	2019年9月30日	2019年12月6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	868,182百万円
日本銀行以外への預け金	△19,414百万円
現金及び現金同等物	848,767百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1) リース資産の内容
① 有形固定資産
主として、寮・社宅等であります。
② 無形固定資産
該当事項はありません。
(2) リース資産の減価償却の方法
中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

- オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

1年内	85
1年超	462
合計	548

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

- (1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

リース料債権部分	45,571
見積残存価額部分	7,134
受取利息相当額	△5,183
リース投資資産	47,522

- (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	2,881	13,498
1年超2年以内	2,368	11,190
2年超3年以内	1,882	8,542
3年超4年以内	1,305	6,064
4年超5年以内	703	3,508
5年超	909	2,767

2. オペレーティング・リース取引

- オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

1年内	678
1年超	1,258
合計	1,936

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額 (※3)	時価	差額
(1) 現金預け金	868,182	868,182	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,432	6,544	111
其他有価証券	1,746,790	1,746,790	—
(3) 貸出金	5,499,702		
貸倒引当金(※1)	△42,019		
	5,457,683	5,491,887	34,204
資産計	8,079,088	8,113,404	34,316
(1) 預金	6,803,612	6,803,681	69
(2) 譲渡性預金	290,081	290,081	—
(3) 借入金	426,563	426,563	—
負債計	7,520,256	7,520,325	69
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	464	464	—
ヘッジ会計が適用されているもの	756	756	—
デリバティブ取引計	1,220	1,220	—

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。
- (※3) 中間連結貸借対照表計上額のうち、重要性の乏しいものについては記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）などによっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、中間連結決算日における当該私募債の発行者の信用リスクを反映した期待キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いた額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、キャッシュ・フローを割引いて時価を算出しております。そのうち、店頭金利のあるものは、種類及び期間に基づく区分ごとに、約定キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いております。店頭金利のないものは、内部格付の区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率については、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を、譲渡性預金は市場金利を、それぞれ用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価が帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	2,512
② 子会社株式等(※1)	4,599
合 計	7,111

- (※1) 非上場株式及び子会社株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式の減損処理は行っておりません。

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,554	2,591	37
	その他	3,878	3,952	73
	外国債券	3,878	3,952	73
	その他	—	—	—
	小計	6,432	6,544	111
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	3,428	3,428	—
	外国債券	—	—	—
小計	3,428	3,428	—	
合 計		9,861	9,972	111

2. その他有価証券

	種類	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	140,539	52,079	88,459
	債券	1,113,457	1,095,872	17,585
	国債	281,140	275,023	6,116
	地方債	644,576	636,233	8,343
	社債	187,740	184,615	3,125
	その他	423,814	398,298	25,516
	外国債券	149,867	145,485	4,382
	その他	273,947	252,813	21,133
	小計	1,677,812	1,546,250	131,561
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	13,576	15,857	△2,280
	債券	21,590	21,657	△66
	国債	—	—	—
	地方債	15,419	15,431	△11
	社債	6,171	6,226	△54
	その他	33,981	35,558	△1,576
	外国債券	3,633	3,634	△1
	その他	30,348	31,923	△1,575
	小計	69,149	73,073	△3,923
合計		1,746,961	1,619,324	127,637

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	3,780	3,780	—	—	—

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	127,637
その他有価証券	127,637
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	38,771
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	88,866
(△) 非支配株主持分相当額	178
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	756
その他有価証券評価差額金	89,444

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	66,387	51,161	192	192
	受取固定・支払変動	33,193	25,580	354	354
	受取変動・支払固定	33,193	25,580	△162	△162
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	192	192

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	193,013	175,630	258	573
	為替予約	11,765	—	13	13
	売建	5,985	—	△3	△3
	買建	5,780	—	17	17
	通貨オプション	228,487	192,316	—	1,283
	売建	114,243	96,158	△4,618	3,701
	買建	114,243	96,158	4,618	△2,417
	その他	—	—	—	—
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	272	1,870

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引
該当事項はありません。
- (7) その他

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震デリバティブ 売建	600	—	△7	—
	買建	600	—	7	—
合計		—	—	—	—

(注) 上記取引については公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、取得価額をもって時価としております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	—	—	—	—
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特 例処理	金利スワップ	貸出金	23,161	18,457	(注) 3
	受取変動・支払変動	—	—	—	
	受取変動・支払固定	23,161	18,457	—	
合計		—	—	—	—

(注) 1 主として業種別監査委員会報告第24号に基づき、繰延ヘッジにより処理することとしております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	外貨建の 貸出金、 有価証券	97,128	64,752	768
	為替予約		1,005	—	△12
	その他		—	—	—
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	756

(注) 1 主として業種別監査委員会報告第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
1株当たり純資産額	1,298円82銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
純資産の部の合計額	550,845
純資産の部の合計額から控除する金額	6,005
(うち新株予約権)	303
(うち非支配株主持分)	5,702
普通株式に係る中間期末の純資産額	544,840
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数	419,489

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	円 31.57
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円 13,406
普通株主に帰属しない金額	百万円 —
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円 13,406
普通株式の期中平均株式数	千株 424,678
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	円 31.51
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円 —
普通株式増加数	千株 767
うち新株予約権	千株 767
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(※)(額面総額2億米ドル、新株予約権の数2,000個)

(※) 2019年10月11日に2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を満期償還しております。

(重要な後発事象)

無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)の発行
2019年10月24日開催の取締役会において無担保社債の発行を決議しております。その概要は次のとおりであります。

- 社債の名称
株式会社群馬銀行第5回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)(グリーンボンド)
- 発行価格
各社債の金額100円につき金100円
- 発行価額の総額
金100億円
- 社債の利率
 - 当初5年間(2024年11月26日まで):年0.37%
 - 以後5年間:6か月ユーロ円LIBOR+0.42%
- 担保の有無
本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
- 償還期限
2029年11月26日
- 調達資金の用途
以下の適格クライテリアを満たす新規及び既存の融資または支出に充当します。
 - 再生可能エネルギー
 - 環境配慮型私募債
 - エネルギー効率
 - グリーンな輸送
 - グリーンビルディング

●セグメント情報

■報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、「銀行業」、「リース業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、当行及び海外連結子会社の群馬財務（香港）有限公司において預金業務、貸出業務、証券業務、有価証券投資業務、為替業務及び信託業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のぐんざんリース株式会社においてリース業務を行っております。

■報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は経常利益をベースとした数値であります。セグメント間の取引価格は、一般の取引と同様の条件で行っております。

■報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

2018年度中間連結会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	65,788	12,711	78,500	1,687	80,188	—	80,188
セグメント間の内部経常収益	296	160	457	607	1,064	△1,064	—
計	66,085	12,871	78,957	2,295	81,252	△1,064	80,188
セグメント利益	23,798	428	24,226	1,162	25,389	△7	25,382
セグメント資産	8,047,762	74,865	8,122,627	32,798	8,155,426	△91,979	8,063,446
セグメント負債	7,525,801	62,158	7,587,960	15,817	7,603,777	△85,504	7,518,273
その他の項目							
減価償却費	2,863	338	3,201	55	3,257	24	3,281
資金運用収益	43,369	10	43,380	14	43,395	△139	43,255
資金調達費用	3,755	138	3,893	—	3,893	△129	3,763
持分法投資利益	56	—	56	—	56	△1	55
特別利益	0	—	0	—	0	—	0
特別損失	318	—	318	0	318	—	318
(固定資産処分損)	(196)	(—)	(196)	(0)	(196)	(—)	(196)
(減損損失)	(121)	(—)	(121)	(—)	(121)	(—)	(121)
税金費用	6,973	163	7,136	395	7,532	0	7,533
持分法適用会社への投資額	3,265	—	3,265	—	3,265	—	3,265
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,858	441	4,299	18	4,318	93	4,411

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務、経営コンサルティング業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△7百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△91,979百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△85,504百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額24百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△139百万円、資金調達費用の調整額△129百万円、持分法投資利益の調整額△1百万円、税金費用の調整額0百万円はセグメント間取引消去等であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額93百万円は、リース投資資産からの振替額であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	56,881	14,811	71,692	1,858	73,551	—	73,551
セグメント間の内部経常収益	335	175	510	672	1,182	△1,182	—
計	57,216	14,986	72,202	2,531	74,733	△1,182	73,551
セグメント利益	17,137	340	17,477	1,410	18,888	△12	18,875
セグメント資産	8,301,514	82,647	8,384,161	35,783	8,419,945	△104,506	8,315,438
セグメント負債	7,775,470	69,724	7,845,194	17,177	7,862,372	△97,778	7,764,593
その他の項目							
減価償却費	3,116	329	3,445	47	3,492	29	3,521
資金運用収益	39,288	10	39,298	12	39,311	△152	39,158
資金調達費用	3,349	148	3,498	0	3,498	△142	3,355
持分法投資利益	88	—	88	—	88	△1	86
特別利益	0	—	0	—	0	—	0
特別損失	101	—	101	0	101	—	101
（固定資産処分損）	(91)	(—)	(91)	(0)	(91)	(—)	(91)
（減損損失）	(9)	(—)	(9)	(—)	(9)	(—)	(9)
税金費用	4,654	164	4,819	468	5,287	1	5,288
持分法適用会社への投資額	4,144	—	4,144	—	4,144	—	4,144
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,384	583	2,968	2	2,971	135	3,106

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務、経営コンサルティング業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△12百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△104,506百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△97,778百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額29百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△152百万円、資金調達費用の調整額△142百万円、持分法投資利益の調整額△1百万円、税金費用の調整額1百万円はセグメント間取引消去等であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額135百万円は、リース投資資産からの振替額であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

連結リスク管理債権

●連結リスク管理債権

（単位：百万円）

	2018年9月30日	2019年9月30日
破綻先債権額	6,328	8,350
延滞債権額	54,183	59,038
3ヵ月以上延滞債権額	1,669	2,509
貸出条件緩和債権額	42,944	42,517
合計	105,126	112,416

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。